

タイトル	福祉車両（車いす用）貸出申請の電子化について
担当課	健康福祉部福祉事務所長寿介護課 担当：伊東・中村 (電話：0559-76-8010 内線：3524)

1 概要

本市が管理する身体障がい者移送用車両（車いす対応車両）の貸出しに関し、従来の書面申請に加え、令和6年12月9日より電子申請に対応した。これにより、一層の高齢者及び障がい者の社会参画の促進及び福祉増進を図る。

2 貸出概要

項目	内容		
貸出条件	市内に在住し、日常生活に常時車いすを利用する方が以下のいずれかの事由により市内へ外出する場合で、免許取得後 1 年を経過している75歳未満の運転手を確保している場合。※利用は原則、月 2 回まで。 ・ 医療機関の通院、入院、退院をするとき ・ 福祉団体等が主催する会議、視察、研修会等に参加するとき ・ 冠婚葬祭に参加するとき ・ 社会参加を促進するための行事等への参加や社会的見分の拡充を行うとき ・ 行政機関や金融機関等で手続きを行うとき ・ その他、市長が特に必要であると認めたとき		
貸出日	1 月 4 日から12月28日までの土、日、祝日を除く日		
貸出時間	午前 8 時30分から午後 5 時まで		
料金	走行距離	負担額	
	10km未満	100円	
	10km以上20km未満	200円	
	20km以上30km未満	300円	
	30km以上40km未満	400円	
	40km以上50km未満	500円	
貸出車両	スズキ エブリイ スロープタイプ (乗員数：4 人 (うち、車いす 1 人))		

3 その他

デジタル人材の確保・育成のため実施している庁内研修を受け、業務効率化や市民サービスの向上を目指すもの。

当課については、このほかの一部業務にも電子申請を導入する予定。

伊豆の国市 福祉車両(車イス対応)貸出しのご案内 ～インターネットでも申請ができます～

●使用できる人

車いすをを使用しないと外出できない市内在住者

●借りれるとき(市内利用のみ)

市役所窓口開庁日の午前8時30分～午後5時

- ・医療機関へ通院・入院・退院するとき
 - ・冠婚葬祭に出席するとき
 - ・市役所や金融機関で手続きをするとき など
- ※原則、月2回までの利用となります。

市HP



●金額(燃料費)

走行距離	金額
10km未満	100円
10km～20km未満	200円
20km～30km未満	300円
30km～40km未満	400円
40km～50km未満	500円

駐車料や道路通行料等は利用者負担です。

●車両

車種:スズキ エブリイ

(軽自動車スロープタイプ)

乗員数:4人乗り(うち、車いす1名)



●借り方

申請

- ・利用したい日の90日前から7日前までに申請する
- ・市から承認の通知を郵送で受け取る

来庁

- ・利用開始日時に大仁庁舎長寿介護課へ来庁する
- ・運転者の免許証確認を受け、車両を借りる

返却

- ・利用終了日時までに大仁庁舎長寿介護課へ来庁する
- ・報告書を提出し、燃料費を納める

申請フォーム



●問合わせ先

健康福祉部福祉事務所長寿介護課包括ケア推進室

電話:0558-76-8011

●操作方法（詳細は車両内の説明書をご覧ください。）

①バックドアを開けます。解除ノブを押したまま、テールゲートを開きます。

スロープ両側のロックをはずし、折りたたまれているスロープを広げながら接地させます。



②ベルトを引き出し、車いす前輪上のフレームにフックをかけます。

リモコンで電動ウインチを操作し引き上げます。



③車いすのフレーキを掛けます。後部固定ワイヤーのフックを車いす後輪のフレームにかけ、長さを調整します。後部固定ワイヤーの固定スイッチを押します。



④シートベルトを着用し、交通ルールを守って運転します。

